

町民税(所得税)申告相談受付日程

◆受付区分（世帯の収入の種類によって、受付区分が異なります。）◆

| | |
|---------|--|
| 受付区分「A」 | 漁業や農業、自営業などの事業収入があり、 事業収入の合計金額が100万円未満（1円～999,999円まで）の世帯 |
| 受付区分「B」 | 漁業や農業、自営業などの事業収入があり、 事業収入の合計金額が100万円以上（1,000,000円～9,999,999円まで）の世帯 ※事業収入の合計金額が1,000万円以上ある方は、翌年以降の消費税申告が必要ですので、町の申告会場では受付できません。 |
| 受付区分「C」 | 漁業や農業、自営業などの事業収入が全くない世帯 (例)・給与収入、年金収入のみの世帯 ・受付区分「A」及び「B」に該当しない世帯で、土地や建物などの譲渡収入、不動産の貸付による不動産収入などがある世帯 |

【注意事項等】

- ・該当する受付区分の指定日を確認の上、来場してください。
- ・書類等に不備があると受付できない場合があります。表面の各項目を参照して、「必要な準備」を行ってから来場してください。
- ・譲渡収入がある場合は、「譲渡所得の内訳書」を作成してください。
※「譲渡所得の内訳書」及び「譲渡所得の申告のしかた（記載例）」は、最寄りの税務署または国税庁のホームページから入手できます。
また、町民税務課窓口及び歌津総合支所窓口にも備え付けています。
- ・漁業や農業、自営業などの事業収入がある方、不動産の貸付による不動産収入のある方は、必ず「収支内訳書」を作成してください。
※「収支内訳書の書き方」は、町民税務課窓口及び歌津総合支所窓口にも備え付けています。

○受付区分「A」または「B」の対象世帯について

- ・必ず各事業の「収支内訳書」を作成してから来場してください（未作成のまま来場すると、受付できません。）。

○受付区分「C」の対象世帯について

- ・受付区分「C」では、混雑緩和のため、受付日ごとに対象地区を指定しています。※志津川地区は、行政区ごとに指定しています。
- ・2月24日（日）は、町内全地区が対象となります（受付時間にご注意ください。）。

○受付区分「D」について

- ・指定日に来場できない世帯を対象に、収入の種類や地区に関係なく申告を受け付けます（受付時間にご注意ください。）。
- ※当日は混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

◆受付カレンダー（受付会場と受付区分を確認してください。）◆

| 会場 | 日付 | 曜日 | 受付区分 | 受付時間 | 対象地区（行政区）等 |
|----------------------------|-------|----|------|-----------------------------|--------------------------------|
| 南三陸町役場 第二庁舎 大会議室（二階） | 2月13日 | 水 | A | | |
| | 2月14日 | 木 | B | | |
| | 2月15日 | 金 | C | | 入谷地区 |
| | 2月16日 | 土 | 休み | | |
| | 2月17日 | 日 | 休み | | |
| | 2月18日 | 月 | C | | 戸倉地区 |
| | 2月19日 | 火 | C | | 志津川地区（旭ヶ丘・廻館・西ヶ丘） |
| | 2月20日 | 水 | B | | |
| | 2月21日 | 木 | C | | 志津川地区（沼田・天王山・天王山中央） |
| | 2月22日 | 金 | 休み | | |
| | 2月23日 | 土 | 休み | | |
| | 2月24日 | 日 | C | ※ | 町内全地区 ※受付時間にご注意ください。 |
| | 2月25日 | 月 | C | | 志津川地区（新井田・志津川中央・天王前・大森第一・大森第二） |
| | 2月26日 | 火 | A | | |
| | 2月27日 | 水 | 休み | | |
| | 2月28日 | 木 | C | | 志津川地区（その他の行政区） |
| 3月1日 | 金 | D | ※ | 全地区・全区分対象 ※受付時間にご注意ください。 | |
| 3月2日 | 土 | 休み | | | |
| 3月3日 | 日 | D | ※ | 全地区・全区分対象 ※受付時間にご注意ください。 | |
| 3月4日 | 月 | 休み | | | |

| 会場 | 日付 | 曜日 | 受付区分 | 受付時間 | 対象地区（行政区）等 |
|---------------|-------|----|------|------|-----------------------------|
| 歌津総合支所 検診室 | 3月5日 | 火 | C | | 歌津地区 |
| | 3月6日 | 水 | A | | |
| | 3月7日 | 木 | B | | |
| | 3月8日 | 金 | C | | 歌津地区 |
| | 3月9日 | 土 | 休み | | |
| | 3月10日 | 日 | 休み | | |
| | 3月11日 | 月 | 休み | | |
| | 3月12日 | 火 | A | | |
| | 3月13日 | 水 | B | | |
| | 3月14日 | 木 | D | ※ | 全地区・全区分対象 ※受付時間にご注意ください。 |
| | 3月15日 | 金 | D | ※ | 全地区・全区分対象 ※受付時間にご注意ください。 |

◆受付時間◆

| | |
|------|------------------|
| 午前の部 | 午前9時から午前11時30分まで |
| 午後の部 | 午後2時から午後4時まで |

【ご注意】

「※」の記入がある日の受付時間は、

「午前9時から午後1時まで」です。

<問合せ先>

南三陸町役場 町民税務課 税務係
☎0226-46-1372（直通）
電話の際は、「申告担当をお願いします。」とお伝えください。